

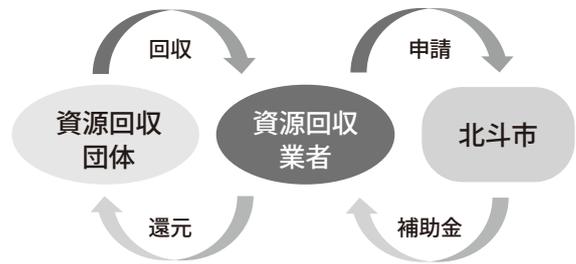
北斗市資源回収推進補助金

北斗市では、資源回収によるごみ削減のため、資源回収業者に対して補助金の交付を行っており、その補助金は、資源回収団体に還元されるようになっています。

例えば、新聞紙では、1キログラムにつき2円以上、雑誌およびダンボールでは1キログラムにつき0.5円以上を資源回収団体に還元することになっており、還元されたお金は、団体の活動資金として使うことができます。

限りある資源の有効活用のため、資源回収の開始についてご検討をお願いします。資源回収を希望する場合は、表の資源回収業者へご連絡ください。

資源回収推進補助金の仕組み



資源回収推進補助金登録事業者一覧

所在地	事業者名	電話番号	所在地	事業者名	電話番号
北斗市	(有)伯昭商事	0138-49-1304	函館市	(株)丸升増田商店 函館支店	0138-49-5373
	(有)旦尾商事	0138-86-5307		(株)函館古紙センター いましま	0138-55-0131 [フリーダイヤル] 0120-108-440
七飯町	江口商事	0138-65-7894			
函館市	(有)丸十島津商店	0138-51-0973			
	川崎保世	090-9083-1794			

問 市役所環境課環境係 [内線262~265]

国民健康保険 資格等の届出

国民健康保険に加入または脱退する時には、世帯主または本人からの届出が必要です。

例えば、会社の健康保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険から脱退する手続きをしないと重複して健康保険に加入していることになり、保険料金も二重に支払っていることとなります。

届出についてご不明な点や、仕事の都合等で手続きに来る時間がとれないなどありましたら、まずはご連絡ください。

届出の際に必要なものは、下表に記載しているもののほか、本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証等)、加入脱退する方のマイナンバーのわかるものが必要です。

	届け出が必要なき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書(健康保険資格喪失証明書)
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなった証明書(健康保険資格喪失証明書、被扶養者認定取消通知書など)
	子どもが生まれたとき 生活保護を受けなくなったとき 外国籍の人が入るとき	被保険者証、母子健康手帳 保護廃止決定通知書 在留カード、パスポート等
国保を脱退するとき	他の市区町村に転出するとき	被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	職場の健康保険被保険者証(職場の健康保険被保険者証が未交付の場合は加入したことを証明するもの、被扶養者認定通知書など)、国保の被保険者証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	被保険者証、喪主を確認できるもの(会葬礼状等)、葬儀を行った方の預金通帳、印鑑
	国保の被保険者が死亡したとき 生活保護を受けるようになったとき 外国籍の人がやめるとき	被保険者証、保護開始決定通知書 在留カード等
その他	市内で住所が変わったとき	被保険者証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	被保険者証、在学証明書または学生証、施設等の入所証明書
	修学や施設入所のため、別に住所を定めるとき	
被保険者証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	使えなくなった被保険者証	

問 市役所国保医療課 [内線122~125]